

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県公有財産規則の一部を改正する規則

六五四

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件

六五四

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

六五四

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

六九五

○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件

六九五

○保安林の指定施業要件を変更する件

六九五

○道路の供用を開始する件

六九五

### 公 告

○産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので公告する

六九六

件

○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件

六九六

○公募型プロポーザル方式により事業者を特定する件

六九六

○宅地建物取引業法により免許の取消し処分をした件

六九七

○政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件

六九七

福島県公安委員会

○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件

六九六

○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件

六九六

福島県警察本部

○落札者を決定した件二件

六九五

正 誤

○平成十九年九月二十日付け号外第六十六号別冊中

七〇〇

平成十九年十月九日

福島県規則第七十四号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
第七條第五項第二号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財務領域公有財産グループ)

福島県知事 佐藤 雄 平

## 告 示

福島県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十月九日から平成二十年二月十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

中町再開発ビル 郡山市中町七番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) 有限会社富久ビル

郡山市桜木一丁目九番六号

(変更後) 富久株式会社

郡山市喜久田町卸一丁目四十二番地の一

三 変更した年月日

平成十九年九月一日

四 届出年月日

平成十九年十月一日

五 届出をした者

山ノ井 健次郎ほか十五名

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第六百八十九号

## 規 則

福島県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び田村市産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール船引ショッピングセンター 田村市船引町船引字川代七十八ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要
  - 1 公共交通としてのタクシーやデマンド方式による船引らくらくタクシー、障害車両等からの乗降における安全性確保の観点から、乗降スペースの確保を図ること。
  - 2 交通整理員の配置計画では、繁忙期には交通渋滞緩和と混雑の回避のため交通整理員を配置する予定と標記されているが、出入口②は左折のみの出入制限となるなど交通安全対策上、土日、祝祭日、平日の夕方など混雑が予想される日時には交通整理員の配置について対策を講じること。
  - 3 出入口②は左折のみのため、右折禁止や右折車輛の出入口③への誘導のための看板の設置及び路面表示を行うなど安全対策を講じること。
  - 4 障害者の利便性と安全性の確保の観点から、点字ブロックの設置を図ること。また、駐車場内における速度制限が必要と思われることから、路面への減速のための対策を講じること。
  - 5 市からの防災対策への協力要請については応じたいとの考えであるが、防犯対策や交通安全対策等を含めた協力要請等についても、参加、協力等について配慮されたい。
  - 6 グリストラップの維持管理においては、バスケットの清掃、グリスの回収、槽底部の沈殿物の清掃など適正に行い、悪臭の発生防止及び油脂類による下水道施設の機能低下防止に努め、回収した油やごみ類の処理については、県の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託し適切な処理を行うこと。
  - 7 営業開始以降、近隣住民等からの苦情、相談等がある場合は適切な対応について配慮されたい。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
アテイ郡山 郡山市駅前一丁目十六番七号

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
駐輪場の確保等について、利用者の適切な誘導及び周知に努めること。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第六百九十一号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成十九年福島県告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

表福島市の項中「立子山第十一」を「立子山第十一 立子山第十二」に改め、同表東白川郡塙町の項中「常世中野一」を「常世中野一 常世中野二」に改め、同表同郡鮫川村の項中「下」を「青生野第三 下」に改める。

（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市御山字信夫山四の一、五の六、六の一、六の二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一〇の一、一〇の三、一〇の四、字羽山三の二、三の四、三の五
  - 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
        - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成十九年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道高俣田島線	南会津郡南会津町長野字二階間々一八八一番 四地先から 同 郡同 町長野字長野九三番地先まで	平成一九年 一〇月九日

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第五百五十八号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第十条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
県北建設資源再生協同組合 代表理事 桃井 昭男
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
福島県福島市下飯坂字鶴形三六番地の五  
福島県福島市下飯坂字鶴形地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
がれき類の破碎施設  
木くずの破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
がれき類の破碎施設 六四〇トン毎日（八時間）  
木くずの破碎施設 四二・四トン毎日（八時間）  
（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第五百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があつた。  
平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
平ステーションビル いわき市平字田町一番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
四千四百四十二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十九年九月三十日
- 五 届出年月日  
平成十九年九月二十六日
- 六 届出をした者  
いわき中央ステーションビル株式会社  
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

公告第五百六十号

まちづくり交流広場運営業務について、公募型プロポーザル方式により事業者を特定するので、次のとおり公告する。  
平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 業務の概要
  - 1 業務名 まちづくり交流広場運営業務
  - 2 業務内容 まちづくり交流広場の企画、運営及び実施報告書の作成業務
- 二 応募資格
  - 1 提案書を提出することができる者は、平成十九年九月三十日において次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
  - 2 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立の認証を福島県知事から受けている者であること。
  - 3 主たる事務所がいわき市、相馬市、南相馬市並びに双葉郡及び相馬郡内の町村にある者であること。
- 三 募集要項等の配布
  - 1 定款にその行う特定非営利活動の種類としてまちづくりの推進を図る活動が定められている者であつて、当該活動を主たる活動としているものであること。
  - 2 募集要項等の配布
  - 3 配布場所  
福島県土木部都市領域まちづくり推進グループ（郵便番号九六〇―一八六七〇）福

島市杉妻町二番十六号 電話〇二四一五二一七五一〇)

## 2 配布期間

平成十九年十月十日(水)から同月十九日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

## 3 配布方法

配布場所において手交し、又は郵送する。ただし、郵送による配布を希望する場合は、郵送する封筒の表に「募集要項等請求用封筒在中」と明記し、あて先明記の返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの用紙が十五枚程度入る大きさのものに百四十四分の郵便切手をはったもの)を同封して簡易書留郵便で請求することとし、平成十九年十月十九日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、募集要項等については、手交し、又は郵送するほか、福島県土木部都市領域まちづくり推進グループウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/machu/index.html>)からダウンロードして入手することができる。

## 四 提案書の提出

## 1 提出場所

三の1に掲げる場所に同じ。

## 2 提出期間

平成十九年十一月五日(月)から同月十六日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

## 3 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、平成十九年十一月十六日(金)午後五時まで必着とする。

## 五 審査方法

1 提案書等に対する書類審査とし、企画全体の構成員、企画の計画性、企画の実現性等を総合的に判断して行い、最も優れた提案者を特定する。

2 1の審査は、学識者及びまちづくりに関する事業を担当する職員により組織する委員会が公開により行う。

3 審査結果は、応募者全員に書面で通知するほか、福島県土木部都市領域まちづくり推進グループウェブページに掲載する。

## 六 質問書

提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

## 1 提出先

三の1に掲げる場所に同じ。

なお、電子メールにより提出する場合は、次に掲げるアドレスに提出すること。

[machizukuri@pref.fukushima.jp](mailto:machizukuri@pref.fukushima.jp)

## 2 提出期間

平成十九年十月十日(水)から同月二十六日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

## 3 提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。ただし、郵送及び電子メールによる場合は、平成十九年十月二十六日(金)午後五時まで必着とする。

## 4 回答

質問書に対する回答は、平成十九年十月三十一日(水)から同年十一月十六日(金)までの間、福島県土木部都市領域まちづくり推進グループウェブページに掲載する。

## 七 その他

1 提案書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

2 募集要項に示された条件に適合しない提案書は、無効とする。

3 提出された提案書は、返却しない。

4 五の1により最も優れた提案者として特定された者と業務委託契約の締結交渉を行う。

5 詳細は、まちづくり交流広場運営業務企画案募集要項による。

(都市領域まちづくり推進グループ)

## 公告第五百六十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条の規定により、次のとおり免許の取消し処分をした。

平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 被処分者 有限会社古川建業

所在地 郡山市逢瀬町河内字久保四十

二 処分の種類 福島県知事(三)一八九七号

三 処分理由 免許取消

三 処分理由 免許取消

宅地建物取引業法第六十六条第一項に該当するため

(建築領域建築指導グループ)

## 公告第五百六十二号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成十九年度第二四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成十九年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

苦情の受付件数 零件

(出納局審査指導グループ)

# 福島県公安委員会

## 福島県公安委員会告示第29号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

1の表2の項中「安達郡本宮町大字高木字舟場22番地」を「本宮市高木字舟場22番地」に改め、同表8の項中「有限会社白河自動車学校」を「株式会社白河自動車学校」に、「郡山市並木1丁目13番地の7」を「白河市五番丁川原101番地5」に、「白河市五番丁川原101番地5」を「白河市五番丁川原101番地5」に改め、同表14の項中「西白河郡東村大字釜子字古峯内98番地」を「白河市東釜子字古峯内98番地」に改め、同表15の項中「田村郡船引町大字船引字山ノ内149番地の1」を「田村市船引町船引字山ノ内149番地の1」に改め、同表16の項中「須賀川市大字西川字池ノ上51番地の5」を「須賀川市西川字池ノ上51番地5」に改め、同表17の項中「株式会社白河南湖自動車学校」を「株式会社南湖自動車学校」に、「白河市池下向山2番地の2」を「白河市白坂一里段6番地236」に改め、同表20の項中「南会津郡田島町大字永田字堂前2239番地」を「南会津郡南会津町永田字堂前2239番地」に改め、同表31の項中「原町市錦町1丁目27番地」を「南相馬市原町区錦町1丁目27番地」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第30号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成7年福島県公安委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

1の表株式会社原町自動車教習所の項中「相馬郡鹿島町北右田字柳町37番地」を「南相馬市原町区南町四丁目50番地」に、「原町市南町四丁目50番地」を「南相馬市原町区南町四丁目50番地」に改め、同表扇町自動車学校の項中「扇町自動車学校」を「黒井産業株式会社」に改め、同項住所の欄中「会津若松市白虎町105番地の4」を「山形県山形市宮町二丁目11番9号」に改め、同項事務所所在地の欄中「会津若松市白虎町105番地の4」を「会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第31号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成18年福島県公安委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清  
福島県会津若松市白虎町105番地の4」を「会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地」に改める。  
(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第32号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

1の表株式会社南湖自動車学校の項中「白河市字池下向山2番地の2」を「白河市白坂一里段6番地236」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第33号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

1の表黒井産業株式会社社の項中「山形県山形市宮町二丁目13番31号」を「山形県山形市宮町二丁目11番9号」に、「会津若松市白虎町105番地の4」を「会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第34号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第31号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

1の表有限会社南自動車学校の項中「西白河郡東村大字釜子字古峯内98番地」を「白河市東釜子字古峯内98番地」に改め、同表黒井産業株式会社社の項中「山形県山形市宮町二丁目13番31号」を「山形県山形市宮町二丁目11番9号」に改める。

(運転免許課)

## 福島県公安委員会告示第35号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本忠清

1の表株式会社原町自動車教習所の項中「原町市南町四丁目50番地」を「南相馬市原町区南町四丁目50番地」に改める。

(運転免許課)

**福島県公安委員会告示第36号**

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本 忠 清

1の表有限会社白河自動車学校の項中「有限会社白河自動車学校」を「株式会社白河自動車学校」に、「白河市字五番丁川原101番地5」を「白河市五番丁川原101番地5」に改め、株式会社南部自動車学校の項中「須賀川市大字西川字池ノ上51番地5」を「須賀川市西川字池ノ上51番地5」に改める。

(運転免許課)

**福島県公安委員会告示第37号**

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本 忠 清

1の表石橋建設工業株式会社の中「安達郡本宮町大字高木字舟場22番地」を「本宮市高木字舟場22番地」に改め、株式会社原町中央自動車教習所の項中「原町市錦町一丁目27番地」を「南相馬市原町区錦町一丁目27番地」に改める。

(運転免許課)

**福島県公安委員会告示第38号**

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月9日

福島県公安委員会委員長 松本 忠 清

1の表株式会社田村自動車教習所の項中「田村郡船引町大字船引字山ノ内149番地の1」を「田村市船引町船引字山ノ内149番地の1」に改め、株式会社田島自動車学校の項中「南会津郡田島町大字永田字堂前2239番地」を「南会津郡南会津町永田字堂前2239番地」に改める。

(運転免許課)

福島県警察本部

**福島県警察本部公告第39号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける遺失物管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年10月9日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
遺失物管理システム機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
23,656,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年6月22日

(会計課)

**福島県警察本部公告第40号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年10月9日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県警察電子情報統合システム用機器 一式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年9月13日

- 4 落札者の氏名及び住所  
NECリーヌ株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 落札金額  
77,323,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年8月3日

(公 計 課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成十九年九月二十日付け号外第六十六号別冊中

一一	下から 四一	11,700	6,000
	下から 三九	14,800	11,700
	下から 三六	6,000	14,800